

【京田辺市】1人1台端末の利活用に係る計画

1 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

京田辺市では、令和5年度に策定した京田辺市教育大綱において、「確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育」を重点目標として掲げています。また、京田辺市教育振興基本計画においては、児童生徒1人1台タブレット端末環境での学習において、ICT機器等を効果的に活用した授業を工夫し、個別最適な学びや創造的な学び、協働的な学びの実現に向けた取組を進めることとしています。

この目標の実現に向けて、学校や児童生徒の実情を踏まえながら、ICTを活用した教材やアプリケーション等を学習活動に積極的に取り入れ、児童生徒の資質・能力の育成を推進します。

2 GIGA第1期の総括

1人1台端末環境及びネットワーク環境の整備により、個別学習や協働学習での活用が進みました。一方で、教員負担の増加、学校間の活用状況の差、児童生徒のICTリテラシーの差といった課題が明らかになりました。

3 1人1台端末の利活用方策について

1人1台端末を日常的に活用する授業づくりを進め、各教科等の学習活動の中に計画的に位置付けます。特に、児童生徒が「自ら調べる」「自らまとめる・表現する」「他者とやりとりする」「自分に合った課題に取り組む」という学びの場面を日常的に設定し、学習活動の質の向上を図ります。

- (1) 児童生徒が自分で調べる場面：必要な情報を自ら検索・収集・比較しながら主体的に学習に取り組むことができるようにします。
- (2) 児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面：文章、図表、スライド、動画等を活用した表現活動を充実させます。
- (3) 教職員と児童生徒がやりとりする場面：課題配信、提出物回収、振り返り共有等を通じてきめ細かな指導につなげます。
- (4) 児童生徒同士がやりとりする場面：コラボレーションツールを活用し、コミュニケーション能力や課題解決能力の育成を図ります。
- (5) 児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面：デジタル教材や学習支援ソフトを活用し、一人一人に応じた学びの実現を図ります。

4 1人1台端末を活用した学びの保障について

様々な事情により通常の学習参加に困難を抱える児童生徒についても、継続して学びにアクセスできる環境整備を進めます。

- (1) 希望する不登校児童生徒への支援
- (2) 希望する児童生徒への端末を活用した教育相談
- (3) 外国人児童生徒に対する学習活動等の支援
- (4) 障害のある児童生徒や病気療養等、特別な支援を要する児童生徒への支援

5 今後の対応策と展望

I C T支援員による支援の充実及び教職員研修の充実を図ります。コラボレーションツールやA Iドリルの活用を推進し、個別最適な学びの充実を図ります。情報モラル教育及びデジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。